

報告第10号

令和2年度池田町健全化判断比率の報告について

池田町は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度池田町健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 池田町健全化判断比率

（単位 %）

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△ 5.04)	15.00	20.00
連結実質赤字比率	— (△ 59.12)	20.00	30.00
実質公債費比率	12.8	25.0	35.0
将来負担比率	44.6	350.0	—

2 監査委員の意見書

別冊